

発議第 1 号

東浦町議会議員 大川晃議員に対する問責決議

上記の議案について、東浦町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和 8 年 9 月 17 日 提出

提出者	東浦町議会議員	杉	下	久仁子
賛成者	東浦町議会議員	間	瀬	元 明
	東浦町議会議員	前	田	明 弘
	東浦町議会議員	北	野	興 地
	東浦町議会議員	長	坂	知 泰
	東浦町議会議員	三	浦	雄 二
	東浦町議会議員	水	野	久 子
	東浦町議会議員	久	松	純 志
	東浦町議会議員	山	田	眞 悟

提案理由

大川晃議員に対し、問責する必要があるため、提案するものである。

東浦町議会議員 大川晃議員に対する問責決議

(提案理由)

1. 知多中部広域事務組合議会臨時会の欠席について

大川議員は、令和8年6月3日に開催された知多中部広域事務組合議会臨時会を、事前の連絡なく欠席した。知多中部広域事務組合議会会議規則（以下、議会会議規則という）第2条は、議員が会議を欠席する場合には、あらかじめ議長に届け出ることを義務づけており、本件は同規則に照らしても適切な手続きがとられていない。

本件については、令和8年6月23日に開催された全員協議会において、議題「東浦町議会議員の規律の遵守の徹底について」として、議会事務局長より経緯の説明がなされた。

知多中部広域事務組合議会は、東浦町を含む関係自治体の住民の負託を受けた議員が公的責務を果たす場であり、その会議を事前連絡なく欠席することは、住民の代表としての責務に深く関わる行為である。

2. 説明責任および議会の信頼について

大川議員の欠席に関しては、住民や関係者に対する十分な説明や、議会の場における明確な謝罪・反省の表明がなされていない。

令和8年6月23日の全員協議会では、他の議員から欠席理由、届け出の時期、当日の状況について説明を求めた。しかし本人からの回答はなく、議長または議会事務局職員が代わりに説明するにとどまった。本人自らが規則違反の経緯や理由を説明する機会があったにもかかわらず十分な説明が行われていないことは、議員としての説明責任を果たしているとは言い難い。

議員には、自らの行為について説明責任を果たし、議会および住民の信頼を維持・回復するよう努める責務があるところ、本件の対応は、その責務を十分に果たしているとは言い難い。

3. 東浦町議会議員政治倫理条例との関係

東浦町議会議員政治倫理条例（以下、条例という）は、議員が住民の負託に応え、誠実かつ公正な対応を求めている。議員には、町民の代表としてその役割と責任を自覚し、議会活動に真摯に取り組むことが求められる。

今回の一連の行為は、議会会議規則に定められた手続きを怠ったものであり、町民の負託を受けた議員としての自覚に欠け、条例が求める「議員の責務」の趣旨にも反するもの

と言わざるを得ない。

本議会は、以上の点を重く受け止め、大川議員に対し、次の対応を求める。

- 一 今回の事案について、広域事務組合議会議員としての責務を果たし得るかどうかを自ら厳しく省み、その在り方について真摯に判断すること。
- 二 本件に関し、住民および関係者に対し、適切な場において誠実な謝罪と反省の意を表明すること。

以上、決議する。

令和８年９月１７日 愛知県東浦町議会